公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会事務決裁規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「当協会」という。）における事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、本規程においては、理事会承認が必要ではない事項を対象とする。

（用語の意義）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　決　　裁　代表理事の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。

二　専　　決　常時、代表理事に代わって決裁することをいう。

三　代　　決　代表理事又は専決する者が不在のときに、これらの者に代わって決裁することをいう。

四　決定関与　事案の決裁に至るまでに必要な立案、審議、審査又は協議を行うことをいう。

（代表理事）

第３条　代表理事は、当協会の業務を統括し、業務執行の最高責任者として当協会を代表し、その業務を執行する。

２　業務は、代表理事の決裁を得て施行しなければならない。ただし、委任された事項及び軽易又は緊急を要する事務に関してはこの限りでない。

３　前項但し書きにおける緊急を要する事務については、それを処理した後、速やかに代表理事に報告し、承認を得るものとする。

４　代表理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。）第７７条第３項に規定された理事のことをいい、定款第２０条第３項に基づき会長、事務総長をもって代表理事とする。

（代表理事の職務権限）

第４条　代表理事の職務権限は、次のとおりとする。

一　事業計画の策定及び実施方針に関すること。

二　予算の原案を作成すること。

三　期末決算に関すること。

四　理事会（総会）その他重要な会議に関すること。

五　定款、重要規程等の制定、改廃につき、社員総会・理事会への提案に関すること。

六　重要規程以外の規程の制定、改廃に関すること。

七　監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。

八　組織及び権限の委任に関すること。

九　人事制度、給与制度に関すること。

十　職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。

十一　職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
十二　職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
十三　役員及び職員の出張に関すること。
十四　重要な契約の締結に関すること。
十五　重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
十六　重要な業務の委託又は受託に関すること。
十七　取引金融機関の決定又は変更に関すること。
十八　事業資金の借入又は償還に関すること。
十九　予備費の使用に関すること。
二十　予定価格が一件五億円以上の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕、予定賃貸借料の年額が一件五億円以上の物件の賃借、金額が一件五億円以上の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件五億円以上の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関すること。
二十一　基金に関すること。
二十二　重要な訴訟行為・損害賠償等に関すること。
二十三　労働契約に関すること。
二十四　登記に関すること。
二十五　一件の金額又は評価額が十億円以下の寄附の収受に関すること。
二十六　その他法人の重要事項に関すること。

２　代表理事の権限に属する事務は、専ら事務総長が決する。ただし、事務総長が欠員の場合並びに事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは会長が決する。

（業務執行理事）

第５条　業務執行理事は、代表理事の命に従い、所管業務を執行する。

２　業務執行理事は、当協会の業務を部門別に分担執行する。各業務執行理事の担当する業務部門は理事会において決定する。

（副会長）

第６条　副会長は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じて意見を述べることができる。

（副事務総長の専決事項）

第７条　副事務総長が専決することのできる事項は、次のとおりとする。
一　軽易な規程の改正等に関すること。
二　軽易な訴訟、和解、審査請求等に関すること。
三　局長、担当局長、上席審議役及び公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会事務局組織規程（以下「組織規程」という。）第３条第２項の規定により置かれる職員の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。
四　重要な請願及び陳情に関すること。
五　重要な広報に関すること。
六　重要な儀典及び賓客対応に関すること。
七　重要な公聴会及び聴聞会に関すること。

八　予定価格が一件五億円未満の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕、予定賃貸借料の年額が一件五億円未満の物件の賃借、金額が一件五億円未満の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件五億円未満の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関すること。
九　借り入れに関すること。
十　一件の金額又は評価額が一億円未満の寄附の収受に関すること。
十一　前各号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

（儀典長の専決事項）
第８条　儀典長が専決することのできる事項は、次のとおりとする。
一　軽易な規程の改正等に関すること。
二　軽易な訴訟、和解、審査請求等に関すること。
三　局長、担当局長、上席審議役及び公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会事務局組織規程（以下「組織規程」という。）第３条第２項の規定により置かれる職員の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。
四　重要な請願及び陳情に関すること。
五　重要な広報に関すること。
六　重要な儀典及び賓客対応に関すること。
七　重要な公聴会及び聴聞会に関すること。
八　予定価格が一件五億円未満の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕、予定賃貸借料の年額が一件五億円未満の物件の賃借、金額が一件五億円未満の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件五億円未満の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関すること。
九　借り入れに関すること。
十　一件の金額又は評価額が一億円未満の寄附の収受に関すること。
十一　前各号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

（局長の専決事項）
第９条　局長が専決することのできる事項は、次のとおりとする。
一　２０２５年日本国際博覧会事業の執行で企画及び調整に関すること。
二　告示及び公告に関すること
三　通達、通知、照会その他の往復文に関すること。
四　許可、認可、免許、登録その他の処分に関すること。
五　許可証、免許証等の交付、再交付、書換え及び訂正に関すること。
六　各種台帳、帳簿等の閲覧の許可に関すること。
七　軽易な請願及び陳情に関すること。
八　講習会、展示会等に関すること。
九　軽易な公聴会及び聴聞会に関すること。
十　指導及び監督に関すること。
十一　調査、検査等に関すること。
十二　定期刊行物等の作成及び配布に関すること。
十三　登記及び証明に関すること。

十四　軽易な広報に関すること。
十五　軽易な儀典及び賓客対応に関すること。
十六　非常勤職員等の任免及び給与の決定に関すること。
十七　局所属職員の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。
十八　予算の配当に関すること。
十九　物品の配置転換等に関すること。
二十　予定価格が一件一億円未満の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕、予定賃貸借料の年額が一件一億円未満の物件の賃借、金額が一件一億円未満の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件一億円未満の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関すること。
二十一　予備費の充当に関すること。
二十二　一件の金額又は評価額が一千万円未満の寄附の収受に関すること。
二十三　損失補償及び損害賠償・損害補償に関すること。
二十四　第八号から前号までに掲げるもののほか、予算の執行に関すること。
二十五　収入及び支出の命令に関すること。
二十六　使用料及び手数料の減免の決定に関すること。
二十七　貸付金に係る債務の免除に関すること。
二十八　歳入金の滞納処分及び欠損処分に関すること。
二十九　文書の管理に関すること。
三十　前各号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

（専決事項の特例）
第１０条　第７条から前条までの規定にかかわらず、専決事項について別に定めのある場合は、その定めるところによる。

（専決の制限）
第１１条　第７条から前条までの規定にかかわらず、特命のあった事項又は特に重要若しくは異例と認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

（実施細目）
第１２条　第７条から第９条までに規定する事項の細目を定めるものとする。

（代表理事の決裁事項の代決）
第１３条　代表理事の決裁を受けるべき事項について、代表理事不在のときは、主管の副事務総長又は儀典長がその事項を代決することができる。
２　代表理事、副事務総長又は儀典長が不在のときは主管の局長がその事項を代決することができる。

（副事務総長の決裁事項の代決）
第１４条　副事務総長の専決できる事項について、主管の副事務総長不在のときは、主管の局長がその事項を代決することができる。

（儀典長の決裁事項の代決）
第１５条　儀典長の専決できる事項について、儀典長不在のときは、儀典局長がその事項を代決することができる。

（局長の専決事項の委任）
第１６条　局長の専決できる事項については別に定める基準に基づき、局長は主管の局の職員を指名して、その一部を委任することができる。

（決定関与者の指定）
第１７条　適切かつ迅速な決裁を行うため、事案ごとに決定関与を行う者を指定できるものとする。

（後閲）
第１８条　代決した事項のうち必要と認められる事項については、事後速やかに閲覧に供するものとする。

（報告義務）
第１９条　専決した者は、必要があると認めるとき、又は上司から報告を求められたときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

（合議）
第２０条　決議を受けるべき事項で、他の局に関係のあるものについては、特に合議を必要とするものに限り、関係の局長に合議するものとする。

（代決の準用）
第２１条　決裁に至るまでの手続過程において、合議等を受ける者が不在の場合は、第１３条から第１９条までの規定を準用する。

（補則）
第２２条　この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成３１年１月３０日から施行する。

附　則
この規程は、令和元年１０月２３日から施行する。

附　則
この規程は、令和２年３月１６日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１．この規程は、令和７年１月１日から施行する。

※本改定の施行については、事務局組織規程の改定にあわせて行うこととし、その期日は代表理事が定める。

（経過措置）

２．この規程は、同日付で改定した公益社団法人２０２５日本国際博覧会協会事務局組織規程（以下、「組織規程」という）に基づく職制及び組織に適用するものとし、改定後の組織規程に基づく職制及び組織に移行するまでは、なお従前の規程を適用する。